

ITコミュニケーション活用促進戦略会議の開催について

〔平成25年12月20日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、ITコミュニケーションの活用を促進する上での課題と、その解決に向けた方向性の調査及び検討を行うため、ITコミュニケーション活用促進戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、ITコミュニケーションの活用に関し優れた識見を有する者のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する者とする。
3. 情報通信技術（IT）政策担当大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長を依頼する。
4. 会議は、関係機関等に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
5. 会議は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの構成員は、ITコミュニケーションの活用に関し優れた識見を有する者のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する者とする。
6. 会議の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。